

令和4年11月11日
保健福祉政策部
世田谷保健所

新型コロナウイルス感染症 第7波の検証について

1 主旨

新型コロナウイルス感染症について、第7波における区の感染症対策の検証および今後の対応について取りまとめたので報告する

2 内容

第7波における区の感染症対策の検証および今後の対応について
別紙「新型コロナウイルス感染症第7波の検証」のとおり

新型コロナウイルス感染症 第7波の検証

令和4年11月

世田谷区

保健福祉政策部
世田谷保健所

目次

第1章 第7波対応の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 1 主旨
- 2 対象期間
- 3 感染状況（第6波（主に R4.1～3月）と第7波（主に R4.7～9月）の比較）
- 4 第7波への対応評価

第2章 第8波に向けた対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

- 1 国の動き
- 2 都の動き
- 3 区の対応方針
 - i 区の第8波の想定状況
 - ii ハイリスク者への医療的支援
 - (1) 自宅療養者支援
 - (2) 高齢者施設支援
 - iii 周知啓発の強化
 - (1) セルフケアの推進
 - (2) 診療・検査等の情報に関する周知
 - iv 地域医療との連携
 - (1) 今冬のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の同時流行への対応
 - (2) オンライン診療体制の確保の拡充
 - v ワクチン接種の推進
 - (1) 新型コロナワクチン
 - (2) インフルエンザワクチン

第1章 第7波対応の検証

1 主旨

新型コロナウイルス感染症（第7波）における区の対応について、対応ごとに評価・検証を行い、その結果等を踏まえ、次の感染が来る事前の段階で準備しておくことや実際に感染が拡大した時の取組みの方向性をまとめることで、今後の感染拡大に備える。

2 対象期間

令和4年7月1日～令和4年9月25日（約3か月間）

3 感染状況（第6波（主にR4.1～3月）と第7波（主にR4.7～9月）の比較）

	第6波①		第7波②		第7波÷第6波 ②÷①
	期間	人数	期間	人数	
感染者数 (週最大)	1月31日 ～2月6日	8,308人	7月25日 ～ 7月31日	15,064人	1.81倍
入院者数 (日最大)	3月10日	859人	8月4日	600人	0.70倍
自宅療養者数 (日最大)	2月5日	12,116人	7月29日	23,826人	1.97倍
死亡者数 (期間(週))	1月23日 ～4月3日 (10週間)	38人	7月3日～ 9月11日 (10週間)	43人	1.13倍
施設等 感染者数状況	1月23日 ～4月3日 (10週間)	高齢1,277人 保育3,299人 小学校4,482人	7月3日～ 9月11日 (10週間)	高齢1,989人 保育3,745人 小学校4,013人	1.56倍 1.14倍 0.90倍

4 第7波への対応評価

新型コロナウイルス感染症（第7波）における区の対応について、項目ごとに実施した内容をまとめ、対応の評価を行った。

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
①新型コロナウイルス相談窓口 ②発熱相談センター ③後遺症相談窓口	①症状がない方を対象とした、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談 ②発熱や全身のだるさ等の症状がある方を対象とした電話相談 ③療養期間終了後も何らかの症状が残っている方の電話相談	【対応】 ・7月28日より22回線、8月8日から25回線に増強した ・区HPを活用し、区内医療機関リスト、コロナの不安がある方がどのように行動すべきかのフローチャートを周知した 【評価】 感染拡大に伴う発熱外来のひっ迫により、一時電話がつながりにくい状況となったが、電話回線を強化するとともに、区HP・SNS等を活用し、区民に対し、広く適切に情報提供を行ったことで混雑緩和につながった。	左記の対応を継続実施
行政検査—従来型検査	主に濃厚接触者を対象とした、保健所が実施する検査 6月以降は検査センターを移転するとともに、新たなPCR検査センターも追加設置し検査体制を拡充	【対応】 ・1日あたり最大検査数 PCR検査センター世田谷保健所第一（以下「第一」）127件（7月27日）、PCR検査センター世田谷保健所第二（以下「第二」）88件（7月23日） 2か所計：199件 （7月23日 第一111件、第二88件） ・3か月計5,663件 （第一3,544件、第二2,119件） 7月2,801件 （第一1,745件、第二1,056件） 8月2,180件 （第一1,378件、第二802件） 9月682件（第一421件、第二261件） 【評価】 PCR検査センターを追加設置したことにより、陽性者の同居家族である濃厚接触者の検査を遅延することなく実施した。	左記の対応を継続実施 ただし、受検者数が減少した場合は委託の規模等を調整する

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
行政検査—社会的検査（随時検査）	区内介護事業所等の社会福祉施設を対象に早期に感染者を発見し、重症化防止やクラスター発生の抑止を目的とした検査を実施	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月1日より重症化リスクの高い施設等（高齢・障害施設等）に重点を置き、それ以外の施設等（保育園、幼稚園、小中学校、新BOP、児童養護施設等）は原則、抗原定性検査キットを活用する運用に変更 ・8月3日より随時検査の検体採取体制を一時的に強化（通常3班+緊急3班→通常3班+緊急6班） <p>令和4年7月1日から令和4年9月25日実績 延べ施設数：210施設 検査数：7,251件 陽性者数：190件</p> <p>【評価】</p> <p>上記対応により第6波時に課題であった検査需要過多時期においても、速やかな検体採取の実施（申込から2～3営業日後）が継続された。</p>	左記の対応を継続実施
社会的検査（抗原定性検査）—随時検査の補完	区内介護事業所等を対象に一定以上のウイルス量を有する方を早期に発見することで、クラスター発生抑止、重症化防止を図ることを目的に実施。	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月1日より抗原定性検査キットの配付をいずれの使用事由においても、施設等からの希望に応じて、その都度配付する運用に変更。 <p>令和4年7月1日から令和4年9月25日までの抗原定性検査キット配付実績 配付数：94,050キット</p> <p>【評価】</p> <p>施設において常に抗原定性検査キットを備え置くことができる体制を構築することで、迅速な抗原定性検査が可能となった。</p>	左記の対応を継続実施

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
社会的検査（抗原定性検査） - 行事前検査	小中学校において、宿泊行事や部活動の大会等の行事実施前に検査することで、感染拡大防止を図る	<p>【対応】 これまでの行事前検査に加え、感染が拡大した夏休み中に行った日光林間学園においては、従来の前日検査に加え、希望者には当日朝も検査できるよう、検査機会を拡大し、感染拡大防止に努めた。</p> <p>令和4年7月1日から9月25日までの配付数：9,525キット</p> <p>※区立、私立、国立の配付合計</p> <p>【評価】 感染が拡大する中で社会的検査（抗原定性検査）を柔軟に活用することで、感染拡大防止と宿泊行事実施の両立を図ることができた。</p>	左記の対応を継続実施（感染状況によっては実施の有無を検討）
社会的検査（抗原定性検査） - 施設および家庭における感染拡大防止	ワクチン接種対象外となる子ども関連施設の感染が多く見られたため、施設や利用者家庭の感染を予防することを目的として、保育園等の利用者に対し配付	<p>【対応】 前回（令和3年12月）に引き続き、区内の保育園、幼稚園等の利用者に対し配付</p> <p>第7波対応配付実績：72,425キット</p> <p>【評価】 感染拡大前である6月下旬から順次各施設に配付実施したことにより、感染拡大した7月下旬には概ね施設を通じて対象者世帯へ配付することが出来た。</p>	左記の対応を継続実施

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
診療 - 医療機関によるオンライン診療体制の確保	感染拡大に伴う地域医療の発熱外来ひっ迫を解消するため、医療機関による重症化リスクの低い区内在住者等(有症状者)を対象としたオンライン診療体制の確保を実施	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月10日より開始し、最大で1日あたりの診療受付可能件数は330件。 ・オンライン診療のほか、抗原定性検査キットの配送や薬の自宅配送を実施（いずれの配送も世田谷区内在住者が対象） <p>令和4年8月10日～9月25日までの実績</p> <p>診療件数：1,958件 陽性者数：1,544件 キット配送数：1,061件 薬処方件数：1,460件</p> <p>【評価】</p> <p>受診可能な医療機関が著しく低下するお盆期間も含め、区民の医療機関に受診する機会を確保するとともに、発熱外来ひっ迫解消に寄与することが出来た。</p> <p>周知に発熱相談センターを活用したことで、ニーズが集まるところに効果的に周知することが出来た。</p> <p>体制確保には一定の時間を要することから、今後は感染状況等も見極め準備を進めていく必要がある。</p>	見直しおよび拡充

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
保健所体制強化 - 庁内応援体制	感染拡大状況に応じた参集体制による全庁応援を実施	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月下旬から8月にかけて、感染状況に応じた全庁および部内応援体制の整備 ・総合支所の保健師は、保健所に参集せず、自席にて架電による調査を実施 <p>【評価】</p> <p>部内応援と全庁応援を組み合わせ、体制を強化することで、防疫業務を滞りなく実施した。</p>	必要に応じて参集を要請する
保健所体制強化 - 委託の活用	積極的疫学調査や HER-SYS 等のデータ入力を外部委託により実施、上記庁内応援体制を組み合わせで対応	<p>【対応】</p> <p>感染拡大時における各種業務委託の人員追加</p> <p>【評価】</p> <p>委託事業者の人員を増員し、庁内応援体制と組み合わせることで、感染急拡大にも対応した。</p>	基本的には左記の対応を継続実施、規模等は委託内容ごとに検討する
保健所体制強化 - 大学との連携	<p>国士舘大学及び日本体育大学との連携による医療調整機能の強化</p> <p>感染急拡大時には、協定に基づき保健所の業務支援を要請し、救急救命士等により救急要請対応や入院調整対応を実施</p>	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、救急救命士に協力を要請（7月下旬～8月） <p>実績 延べ48名（1日1～2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院待機者や自宅療養者への健康観察、入院調整、救急隊との調整（救急要請対応73件、入院調整対応403件） <p>【評価】</p> <p>救急救命士の支援により、救急要請対応や入院調整対応が遅れることなく実施した。</p>	感染拡大時には協力を要請する

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
療養 - 自宅 - 健康観察	療養者の重症化リスク等に応じた健康観察を、外部委託と庁内応援体制を組み合わせ実施	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月26日より全件架電ではなく、自動架電によるモニタリングも併用 ・1日あたり最大健康観察対象者数 7月下旬より250人を超え、8月11日に最大286人 ・HOT（酸素濃縮器）稼働数 7月中旬～9月計23回稼働 (7月8回、8月12回、9月3回) <p>【評価】</p> <p>モニタリングを併用した健康観察を実施することで、体調に不安がある方や高齢者など、ハイリスク者の健康観察に重点的に対応した。また、HOTを機動的に稼働することで、必要時に速やかに酸素供給を実施した。</p>	発生届の対象者については、左記対応を継続実施。対象外の方については、東京都が運営する陽性者登録センターに陽性者本人が登録することで希望に応じて健康観察を実施。
療養 - 自宅 - パルスオキシメーター貸与	東京都による配送体制と組み合わせ、全自宅療養者への必要台数を確保	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に区の健康観察センター対象者に配付 ・1日あたり最大51件配送(7月25日) ・7月～9月実績 1,587件(7月527件、8月790件、9月270件) <p>【評価】</p> <p>東京都による配送体制とあわせ、区においても配送体制を整備し、全ての希望者に対し配送した。</p>	左記の対応を継続実施
療養 - 自宅 - 酸素濃縮装置 - ①東京都、②世田谷保健所	<p>①都：契約及び協定により、1,000台を確保(都内全域で利用)</p> <p>②区：契約及び協定により、18台を確保(区民専用で利用、世田谷区入院等待機施設(区酸素療養ステーション)の共用含む)</p>	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都が都内全域で1,000台確保 ・区も独自で協定等により一定数確保 ・7～9月HOT対応実績(区健康観察センター、医師会、区外の往診等対応医療機関)23件(7月8件、8月12件、9月3件) <p>【評価】</p> <p>東京都と区の酸素供給体制を組み合わせることで、必要時にすぐに酸素供給を実施した。</p>	左記の対応を継続実施

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
療養 - 自宅 - 体調悪化時の対応 - 医師会	東京都の各種事業を活用し、電話・オンライン診療や往診等の体制を構築	<p>【対応】 東京都医療支援体制強化事業における医師会実績：87件（往診45件、電話・オンライン42件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月：54件 （往診29件、電話・オンライン25件） ・8月：22件 （往診11件、電話・オンライン11件） ・9月：11件 （往診5件、電話・オンライン6件） <p>【評価】 東京都の事業を活用し、自宅療養者の体調悪化時等に、地区医師会と連携して対応した。</p>	左記の対応を継続実施
療養 - 自宅 - 体調悪化時の対応 - 訪問看護ステーション	東京都の自宅療養者等への訪問看護業務委託と連動した、自宅療養者宅への訪問看護対応	<p>【対応】 東京都訪問看護業務委託事業の利用実績（7～9月）：7件（区把握分）</p> <p>【評価】 東京都の事業を活用し、訪問看護ステーション協会との連携のもと、日々訪問が必要な自宅療養者等の健康観察を実施。</p>	東京都が事業継続の場合、左記の対応を継続実施

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
療養－自宅－体調悪化時の対応－外部委託	架電と受電の機能を切り分けて委託を実施 対応強化の必要性が見込まれる場合は、大学との連携による業務支援と組み合わせて対応	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察センター：P7「療養-自宅-健康観察」を参照 療養証明書表示に必要な“My HER-SYS ID”の問い合わせが多かったため、8月5日よりIDを全員にショートメッセージにて通知した。 (受電状況) 7～9月の応答数は30,117件(7月12,573件、8月12,608件、9月4,936件) 1日あたり最多応答数は747件(7月27日) <p>【評価】</p> <p>療養証明書に関する問い合わせが多く自宅療養者相談センターの電話が一時つながりにくい状態となったが、療養証明書発行に関する案内をショートメッセージで通知したことにより解消した。</p>	左記の対応を継続実施
療養 - 自宅 - 食料配送 - 委託	東京都による配送体制と組み合わせ、希望者への3日分の飲料水等を配送できるよう外部委託を実施	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都の配食：希望者がうちさぼ東京に申し込み 区の配食：希望者が区の自宅療養者等相談センター（外部委託）に申し込み 区の1日あたり最大数：405件(7月23日) 7～9月の区の配送件数9,872件(7月4,789件、8月3,918件、9月1,165件) <p>【評価】</p> <p>東京都による配送体制とあわせ、区においても配送体制を整備し、全ての希望者に配送した。</p>	左記の対応を継続実施

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
療養 - 酸素療養 - 世田谷区入院待機施設（区酸素療養ステーション）	主に入院待機中の世田谷区民を対象として16床で運営	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所人数 86 人（7 月 45 人、8 月 32 人、9 月 9 人） ・1 日あたり最大入所人数 14 人（7 月 19 日） ・酸素投与 3 件、点滴 9 件 <p>【評価】</p> <p>病床ひっ迫時に、家族や集団生活内での二次感染を防ぎたい方を利用対象にするなど、柔軟な受け入れを行うことで施設の有効活用を図った。</p>	左記の対応を継続実施
入院 - 病床の確保 - 医療機関支援	医療機関の受け入れ体制を強化及び地域医療体制の確保のため新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関を支援	<p>【対応】</p> <p>新型コロナウイルス感染症へ対応する区内の医療機関に対して支援を実施した。</p> <p>【評価】</p> <p>支援を受ける医療機関数が令和3年度よりも7増加し91の医療機関が支援を受けている。また、入院については、病床使用数が1,000床を超える病院も多く、区民にとって身近な地域での医療体制が確保できたといえる。</p>	左記の対応を継続実施
新型コロナワクチン	感染拡大防止及び重症化予防の観点から3回目接種の実施。4回目接種の開始	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月25日から4回目接種を開始し、9月22日時点で60歳以上の4回目接種率が67.7%に達した。 ・1～3回目の未接種者約28万に対し、8月中旬に勧奨通知を発送した。9月22日時点で12歳以上の3回目接種率は69.2%に達した。 <p>【評価】</p> <p>4回目接種希望者が速やかに接種を受けられる体制を確保できた。また、1～3回目未接種者への勧奨を行い、接種率を向上させた。</p>	9月下旬から開始したオミクロン株対応ワクチン接種を推進する。

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
感染症アドバイザー派遣	希望する社会福祉施設等に対し、医師及び感染管理認定看護師のアドバイザーが現地訪問、電話、メール等で新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策及び予防に係る助言等を行うことにより、施設内での感染拡大の防止及び円滑な業務継続を図る。	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策や感染発生時の対応等に関する施設等の疑問に対し、助言を行った。 ・障害福祉施設3件実施 <p>【評価】</p> <p>施設等は、国などが示すところにより、日々、感染対策を行っているが、その中で生じる疑問や不安に対し、感染状況や施設等の実情に応じた具体的な助言を行うことができた。</p>	左記の対応を継続実施
施設への感染症対策（高齢）	<p>(1) 事業所・施設への情報提供</p> <p>(2) 陽性者が発生した事業所・施設への確認</p> <p>(3) 事業所・施設への物品提供</p>	<p>【対応】</p> <p>(1) 定期的・随時のFAX送信等でワクチン接種や東京都の集中的・定期的検査、区の事業などの情報を提供した。</p> <p>(2) 陽性者が発生した場合、保健所とも調整し、内容確認を行った上で必要なアドバイス等を実施した。また、電話で受けていた発生報告を、8月よりメールで受けることとした。</p> <p>(3) 支援要請のあった施設・事業所に対し、マスク等の感染防護品を提供した。</p> <p>【評価】</p> <p>(1) 事業所・施設に必要な情報の提供を図ることができた。</p> <p>(2) 発生報告をメールで行うことで、閉庁日でも報告が可能となり、施設の負担軽減に資するとともに、迅速な対応につながった。</p> <p>(3) マスク等の必要な物品を提供したことで、事業所・施設のサービス提供の継続に資することができた。</p>	左記の対応を継続実施

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
施設への感染症対策（障害）	<p>(1) 障害者施設等に対する対応</p> <p>①感染防止対策の周知</p> <p>②陽性者発生時の支援</p> <p>(2) 在宅要介護者の受入体制整備</p> <p>在宅で介護している家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、濃厚接触者となった障害者への支援（自宅へのヘルパー派遣）を実施。</p> <p>(3) 抗原検査キットの配付</p> <p>令和4年2月より各施設からの要望により追加配付を実施。</p>	<p>【対応】</p> <p>(1) 障害者施設等に対する対応</p> <p>施設における体調確認、換気、消毒など感染防止対策における相談等に対応するとともに、陽性者発生時には、施設の職員や保健所等と連携して濃厚接触者の特定を行った。</p> <p>(2) 在宅要介護者の受入体制整備</p> <p>自宅へのヘルパー派遣 0件</p> <p>(3) 抗原定性検査キットの配付</p> <p>令和4年7月から令和4年9月までの配付実績</p> <p>配付数：4,301キット（障害者施設及び事業者）</p> <p>【評価】</p> <p>(1) 障害者施設等に対する対応</p> <p>感染症アドバイザーの活用や保健所との連携等により、感染防止策の周知徹底や感染拡大防止への運営支援を行うことができた。</p> <p>(2) 在宅要介護者の受入体制整備</p> <p>相談は受けているが実施には至らなかった。団体から感染時の備えとして制度継続の要望あり。</p> <p>(3) 抗原定性検査キットの配付</p> <p>PCR検査の代替機能を果たすとともに、施設職員の濃厚接触期間の短縮に寄与できた。</p>	左記の対応を継続実施

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
施設への感染症対策（保育）	世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドラインに基づく感染症対策及び濃厚接触者を特定しない中での登園自粛のお願い等感染防止対策を行いながら保育運営に努める。	<p>【対応】 国などが示す感染防止対策に沿って、世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドラインを見直し、基本的な感染症対策の周知を定期的に行った。小児では重症例が少ないオミクロン株の特性を踏まえ、濃厚接触者の特定を一律に行わない等、陽性者が発生した際の対応方針を見直した。 各保育施設での、抗原定性検査キットの積極的な活用や4回目のエッセンシャルワーカー優先接種の推奨を行った。</p> <p>【評価】 濃厚接触者の特定に伴い、生活に支障をきたしているという保護者の声に対し、対応策を講じることができた。 抗原定性検査キットの活用やワクチン優先接種等により、感染拡大防止に努めた。 感染状況に応じ、ガイドラインを見直すことで、保護者、保育施設職員の疑問や不安に応えることができた。</p>	左記の対応を継続実施
施設への感染症対策（区立小・中学校）	感染症対策を徹底した上での、学校運営の継続や子どもの学びの機会の確保	<p>【対応】 新型コロナウイルス感染症における学級閉鎖基準を緩和するなど、学校での感染拡大防止を図りつつ、学校運営の継続に努めた。具体的には、ガイドラインに基づいた三密の回避、消毒・換気等の対策の徹底、熱中症対策を優先したマスクの着用、感染者及び感染不安からの欠席者に対するオンライン授業などを行った。</p> <p>【評価】 各学校の実態（施設・設備、児童・生徒数、地域環境等）に応じて教育活動の内容や方法を工夫し、子どもの学びを継続するとともに、重大な熱中症事故を予防することができた。</p>	児童・生徒の学びを保障するため、引き続き感染対策を徹底しながら学校運営を継続する。

項目	内容	第7波の対応評価	第8波方針
施設への感染症対策（新BOP学童クラブ）	児童の安全、安心を最優先とし感染症防止対策を講じて、運営する。	<p>【対応】</p> <p>(1)新BOP学童クラブについては、通常どおりの利用を基本としているが、引き続き第7波においても保護者に子どもが自宅で過ごせるときには、可能な範囲で学童クラブの利用を控えていただくようご協力をお願いしている。</p> <p>(2)運営にあたっては、室内の換気や手洗い、マスク着用（厚労省、文科省周知の対応に合わせる）施設内の消毒等を行うとともに、間食や昼食時には一方向を向いて黙食するなど感染防止対策を徹底している。</p> <p>【評価】</p> <p>(1)感染防止策の徹底 施設の換気や消毒、児童・職員の手洗いやマスク（厚労省、文科省周知の対応に合わせる）の着用等の徹底を図るとともに昼食、間食時の一方向を向いての黙食、一度に食べる人数の制限、また抗原検査キットの活用などにより、第7波中にクラスターは発生していない。</p> <p>(2)感染症対策を講じながらも、児童が楽しめる活動を工夫し運営し、行事等も取り入れている。</p>	左記の対応を継続実施
施設への感染症対策（児童館）	「児童館利用ガイドライン」に基づき、感染拡大防止対策を講じた上で館運営を行う。	<p>【対応】</p> <p>感染防止対策を徹底した上で、館内利用人数の一部制限や事業実施方法等を精査し、館運営を継続した。</p> <p>【評価】</p> <p>職員、利用者、共に「児童館利用ガイドライン」を遵守し、感染防止対策を継続できたため、児童館での感染拡大を未然に防ぐことができた。</p>	左記の対応を継続実施

第2章 第8波に向けた対応方針

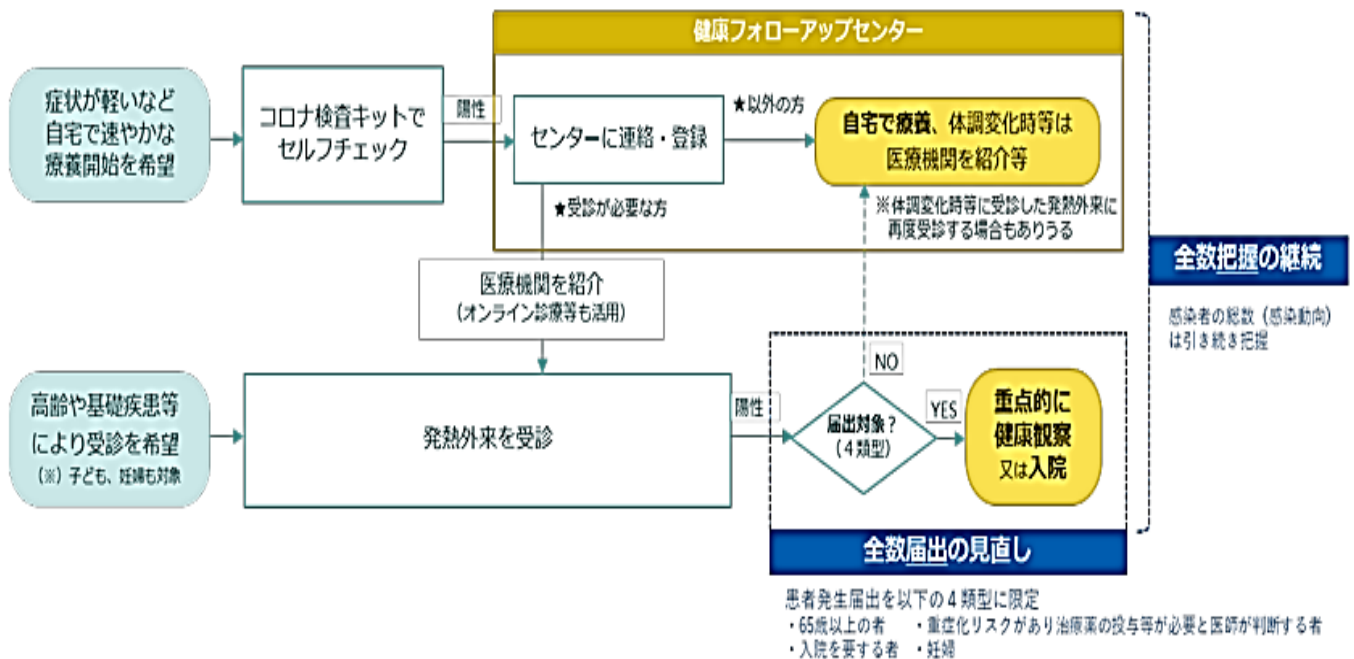
1 国の動き

国は、「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定し、オミクロン株の特性を踏まえて、今後、第7波を上回る感染拡大が生じて、一般医療や救急医療等を含む保健医療システムを機能させながら、社会経済活動を維持できるようにするため、高齢者・重症化リスクのある者への保健医療の重点化と全数届出・患者の療養期間の見直しを行うこととした。

①前提としての保健医療体制の強化

- ・新型コロナウイルス病床の確保、診療・検査医療機関（発熱外来）の取組の継続
- ・高齢者施設等における医療支援の強化（施設従事者への定期的な検査、施設内療養に対する支援体制の強化、経口薬の確保）
- ・全国民を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種促進
- ・抗原定性検査キットのOTC化（8月31日よりインターネット販売開始）
- ・健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化

②療養の考え方の転換



③全数届出の見直し（令和4年9月26日より全国一律実施）

高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を、(a) 65歳以上の者、(b) 入院を要する者、(c) 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、(d) 妊婦、の4類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進める。

感染者数は、HER-SYSの追加機能による医療機関の患者数及び健康フォローアップセンターからの登録者数により全数把握を継続する。また、発生届の有無に関わらず、患者に対しては、外出自粛要請を行い、希望に応じて宿泊療養や配食等を実施する。

④陽性者の自宅療養期間の短縮（令和4年9月7日より適用）

	短縮前	短縮後
有症状者	発症から10日間	<u>7日間</u> （現に入院している場合等は10日間）
無症状者	検体採取から7日間	<u>検査キットによる検査で5日間経過後に解除</u> （検査を受けない場合は7日間）

2 都の動き

①全数届出の見直しに対する対応

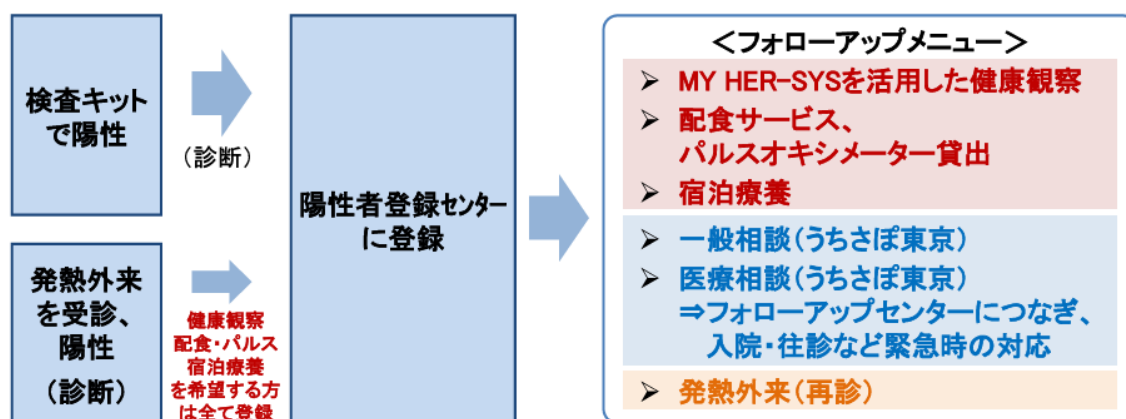
東京都は、政府の方針に合わせて、発生届の対象を高齢者や重症化リスクの高い人などに限定することを決定した（令和4年9月13日東京都新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。発生届の対象外の患者については、東京都陽性者登録センターへの登録を促し、健康観察や宿泊療養施設への入所などのフォローアップをしていくとともに、引き続き感染者の総数等の把握を行うこととした。

<発生届出対象の患者に対する対応>

健康観察の実施や配食・パルスオキシメーターの貸与、入院調整等、体制に変更なし。

<発生届出対象外の患者に対する対応>

医療機関を受診せず自己検査等で陽性になった場合や医療機関で陽性の診断を受けた場合には、東京都陽性者登録センターへの申請を促し、必要な支援を提供する。



- ※ 陽性者登録センターに登録しない方も、一般相談や体調急変時の医療相談の利用、発熱外来の再診可能
- ※ 医療機関による健康観察等支援事業は、発生届の対象となる方のみ実施

②今冬の感染拡大に向けた対応

今冬のおミクロン株と季節性インフルエンザとの同時流行も見据え、必要な医療を的確に提供していく方針を示した。国に対し、検査キットの確実な供給や抗インフル薬の柔軟な処方等の要望を行うとともに、新型コロナウイルス感染症医療体制戦略ボードを立ち上げ、対策の検討に着手している。

<対応の方向性>

- 診療・検査医療機関の拡大、陽性者登録センターの対象拡大等
 - 発熱患者の急増に備え、発熱外来を受診する患者の重点化対策を実施する
- オンライン診療の拡充、抗インフル薬を迅速に受領する仕組みの構築等
 - インフルエンザ受診や治療薬を希望する患者へ迅速な対応を行う
- 第7波を踏まえた必要な病床の確保、高齢者等医療支援型施設開設等
 - 通常医療との両立、高齢者向け病床の確保策に取り組む
- 高齢者施設等入所者の5回目接種促進、インフルワクチン予防接種補助等
 - 新型コロナウイルスワクチン及びインフルエンザワクチン接種を推進する

3 区の対応方針

国の「With コロナに向けた政策の考え方」「With コロナの新たな段階への移行を踏まえた全数届出の見直しについて」（令和4年9月12日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び東京都の対応を踏まえ、区としても国や東京都の対応と整合をとりつつ、区独自の取組みも組み合わせた対応を行う。

令和4年9月26日以降の区の陽性者への対応は以下のとおりである。

<発生届対象者>

従来と同様の対応を行う。

※保健所から対象者全員へショートメッセージ等による連絡あり

<発生届対象外の方>

療養者自身による健康観察 ※保健所からの連絡はなし

項目	これまでの対応	今後の対応
配食	希望者への配送	希望者への配送
パルスオキシメーター	希望者への配送	希望者への配送
初回連絡	陽性者全員にショートメッセージ等による案内を送付	医療機関で療養案内のチラシ（26ページ参照）を配布
陽性者、濃厚接触者相談対応	区自宅療養者相談センターで対応	区自宅療養者相談センターで対応
療養証明書	・MyHER-SYSによる表示 ・申請による証明書表示	証明書の交付不可

また、これまで、陽性者数をはじめ、療養状況ごとの人数（自宅療養、宿泊療養、入院、退院等、死亡、男女別、年代別など）について、区独自に集計と公表を行ってきたが、全数届出の見直しに伴い、陽性者の詳細な情報把握ができなくなることから、9月26日分以降は、従来の公表方法を見直し、月曜日から日曜日までに、医療機関から世田谷保健所へ提出された発生届数について、翌火曜日の15時までを目途に下記のとおり公表する。

【発生届出件数(週報)】

発生届出件数（週報）	
集計期間	件数
第39週 9月26日(月曜日)～10月2日(日曜日)	330件
第40週 10月3日(月曜日)～10月9日(日曜日)	247件
第41週 10月10日(月曜日)～10月16日(日曜日)	219件
第42週 10月17日(月曜日)～10月23日(日曜日)	233件
第43週 10月24日(月曜日)～10月30日(日曜日)	326件
第44週 10月31日(月曜日)～11月6日(日曜日)	443件

< 自宅療養者への療養支援 >

【別表1 発生届対象者】

- ① 65歳以上の方 ②入院を要する方 ③妊婦の方
④重症化がリスクありかつ新型コロナ治療薬又は酸素投与が必要な方

区分	令和4年9月26日から			令和4年9月25日まで	
	担当	対象者	備考	担当	対象者
①保健所による健康観察	区	上記①②③④の内、 保健所でフォローが必要な方	※従前より変更なし	区	重症化リスク等があり保健所でフォローが必要な方
②フォローアップセンターによる健康観察	都	上記①②④の内、 保健所対応者を除く方	※年齢要件（65歳以上）のみ変更	都	i) 50歳以上 ii) 基礎疾患あり等 ※保健所対応者を除く
③自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）		上記①②③④の方	※従前より変更なし （配食・パルスオキシメーター貸出など）		
④医療機関による健康観察	診療所等	上記①②③④の内、 医療機関より健康観察を行う旨の申し出があった方	※従前より変更なし	診療所等	医療機関より申し出のあった方

【別表2 発生届対象外の方】

区分	担当	役割
①陽性者登録センター ※事前に登録の必要有	都	・My HER-SYS を用いた健康観察を行う場合 ・配食を希望する場合 ・パルスオキシメーターの貸出を希望する場合 ・宿泊療養を利用する場合
②自宅療養サポートセンター （うちさぽ東京）	都	・一般相談、医療相談 ・健康観察者の体調急変時などの連絡を受付ける
③フォローアップセンター	都	・上記①登録者のうち、健康観察を希望する場合 ・健康観察者の体調急変時などの連絡を受付ける
④自宅療養者相談センター	区	・一般相談、医療相談 ・区の配食を希望する場合
⑤診療・検査医療機関 （発熱外来）	診療所等	・体調不良を感じた場合の再診

i 区の第 8 波の想定状況

第 8 波で想定される状況

(1) 新規感染者数

- ①国は今夏の第 7 波時に最も感染状況が悪化した沖縄県の感染状況と同規模を想定しており、当区においても第 7 波時の区内感染状況と同規模を想定。また感染拡大時期はこれまでの状況から 12 月から 1 月と想定される。
- ②8 月 12 日時点で都内の全感染者数のうち、9 割以上がオミクロン株「BA. 5」系統となっている。また本年 6 月以降インドを中心に報告されているオミクロン株「BA. 2. 75」系統、及びアメリカ・イギリスを中心に報告されているオミクロン株「BA. 4. 6」系統は国内で検出されており、他の系統と比較した感染性や重症度等に関する明らかな知見が海外でも得られていないため、引き続き警戒が必要。

(2) インフルエンザの流行

- ①オーストラリアにおけるインフルエンザの流行が数か月早く、日本も同様に流行が早まる可能性あり。
- ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大期（上記①参照）との重複が発生すると、保健医療体制のひっ迫を助長する可能性がある。

(3) 医療機関

①外来医療がひっ迫する可能性

- ・発熱患者自らインフルエンザと新型コロナウイルスの鑑別はできないため、自主的な検査ではなく医療機関受診を選択する可能性が高い。
- ・新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に対する診療とワクチンをすべて担うこととなり、これまで以上のひっ迫の可能性あり。

②救急搬送と病床がひっ迫する可能性

- ・2020 年以前は、冬季はインフルエンザによる救急搬送と入院治療のひっ迫が起きている。
- ・新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行により、これまで以上のひっ迫が発生する可能性あり。
- ・救急搬送現場において発熱患者に対する両疾患の鑑別・トリアージは困難。救急外来での対応が必要。

【参考資料】

令和 4 年 9 月 8 日 第 101 回東京都モニタリング会議資料「変異株 PCR 検査」
 第 99 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料(令和 4 年 9 月 14 日)
 厚生労働省事務連絡「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」(令和 4 年 10 月 17 日)

【参考図】

世田谷区におけるインフル・コロナ同時流行の診療・検査医療機関の受診者数想定(年代別)

年代	第7波コロナ	第8波コロナ(想定※)	インフル(推定値※)
60歳以上	感染者数 9,758人 ●診療・検査医療機関 9,758人	感染者数 約10,000人 ●診療・検査医療機関 約10,000人 ○陽性者登録センター 約0人	感染者数 約5,622人 ●診療・検査医療機関 約5,622人
20歳～59歳	感染者数 59,955人 ●診療・検査医療機関 57,384人 ○陽性者登録センター 2,571人	感染者数 約60,000人 ●診療・検査医療機関 約10,000人 ○陽性者登録センター 約50,000人	感染者数 約25,163人 ●診療・検査医療機関 約25,163人
0歳～19歳	感染者数 21,360人 ●診療・検査医療機関 21,360人	感染者数 約20,000人 ●診療・検査医療機関 約10,000人 ○陽性者登録センター 約10,000人	感染者数 約55,209人 ●診療・検査医療機関 約55,209人

年代	●世田谷区における今冬の診療・検査医療機関受診者数(想定)
60歳以上	約15,600人(=第8波コロナ10,000人+インフル5,622人)
20歳～59歳	約35,200人(=第8波コロナ10,000人+インフル25,163人)
0歳～19歳	約65,200人(=第8波コロナ10,000人+インフル55,209人)

※新型コロナウイルスは第7波と同程度の感染状況を想定し、感染者のうち一定数が無症状または軽症状とし、東京都陽性者登録センターへの登録にて完結することを想定している

※インフルエンザは2018-2019シーズンを参考として推定値を算出している

【世田谷区における今冬の一日当たりの最大感染者想定数試算比較】

	国の試算	区の試算
第8波コロナ(一日最大)	3,237人	3,405人
インフルエンザ(一日最大)	2,799人	3,367人
合計	6,036人	6,772人

※国の試算は令和4年10月17日付厚労省事務連絡「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について(依頼)」により示された資料の試算シートに基づき算出

※区の試算は新型コロナウイルス感染症については第7波一日あたりの最大感染者数を記載(7月27日3,405人)、インフルエンザについては上記推定値に基づき算出

ii ハイリスク者への医療的支援

(1) 自宅療養者支援

新型コロナウイルス患者の感染症法上の措置について、国は、オミクロン株の特性を踏まえ、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を4類型に限定するなど、高齢者・重症化リスクのある者に対する適切な医療の提供を中心とする考え方への転換を図っている。

感染第8波に備え、高齢者・重症化リスクのある自宅療養者が安心して療養できる保健医療提供体制を引き続き維持するとともに、東京都の事業の活用や地域の医療機関との連携を行いながら重層的に対応を行っていく。

①健康観察

ア) 保健所による健康観察センターの運営【外部委託】

- ・発生届対象者へ保健所からの療養案内を記載したショートメッセージを送信
- ・自宅療養者フォローアップセンターの対象外の方で、保健所による健康観察が必要な対象者への健康観察
- ・対象者のリストを区・事業者でモニタリングし、症状に応じて架電し、健康状態を的確に把握
- ・対象者からの医療・健康相談を受け付け、症状等に応じて、往診・電話・オンライン診療につなぐ

イ) 自宅療養者フォローアップセンターの活用【東京都】

- ・東京都が実施する発生届対象となる自宅療養者への健康観察
- ・自宅療養者フォローアップセンターの新規対象者へ療養中の注意事項等を記載したショートメッセージ送信
- ・My HER-SYS・自動架電の療養者のモニタリング、架電による健康観察
- ・発熱等体調悪化者への電話連絡
- ・対象者からの医療・健康相談を受け付け、症状等に応じて、往診・電話・オンライン診療につなぐ

ウ) 医療機関による健康観察【東京都】【診療・検査医療機関】

- ・東京都が実施する診療・検査医療機関による健康観察等支援事業を活用した医療機関による健康観察
- ・対象者からの医療・健康相談を受け付け、症状等に応じて、往診・電話・オンライン診療を行う

②体調悪化時の往診・電話・オンライン診療体制【東京都医師会】【地区医師会】

- ・保健所や自宅療養者フォローアップセンターからの要請に基づく、医師会会員医療機関による往診・電話・オンライン診療の実施

東京都事業名	実施主体
地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業	世田谷区医師会 玉川医師会
自宅療養者への往診体制の強化事業	他区市医師会
自宅療養者等に対するオンライン診療システムを活用した遠隔診療	東京都医師会

③施設療養

ア) 世田谷区入院待機施設（酸素療養ステーション）の運営【外部委託】

家族や集団生活内での2次感染を防ぎたい方を利用対象にするなど、オミクロン株の特性に対応した柔軟な受け入れを行う。また、第8波による感染者急増により入院待機等が発生した場合は、酸素投与を含め患者に必要な支援を行う。

施設の位置づけ	感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設
設置場所	区内社会福祉施設を活用（非公開）
定員	16名（世田谷区内在住者）

イ) 宿泊療養施設、感染拡大時療養施設の活用【東京都】

入院治療の必要のない無症状者又は軽症者であって、家族や集団生活内での2次感染を防ぐ必要がある場合は、東京都が設置している宿泊療養施設や感染拡大時療養施設の利用を促していく。

施設	都内施設数	稼働状況
宿泊療養施設	32	レベル1：約9,000室、レベル2：約13,000室 うち医療支援強化型520室、妊婦支援型50室
感染拡大時療養施設	2	約430床

（令和4年10月7日時点）

ウ) 臨時の医療施設（高齢者等医療支援型、酸素・医療提供ステーション）の活用【東京都】

軽症～中等症Ⅰの療養者の重症化予防のため、状況に応じて、臨時の医療施設（高齢者等医療支援型、酸素・医療提供ステーション）を活用する。

なお、東京都は、第8波対策として、高齢者等医療支援型の増設と、酸素・医療提供ステーションにおいてより介護度の高い高齢者の受入れと医療機関からの直接受付を開始するとしている。

施設類型	都内施設数	稼働状況
高齢者等医療支援型	3	最大339床（12月から479床） うち102床は世田谷玉川（ホスピア玉川）
酸素・医療提供ステーション	4	458床（12月から318床） ※12月より、都民の城（140床）を高齡者等医療支援型に機能転換予定

（令和4年10月7日時点）

(2) 高齢者施設支援

＜陽性者発生施設への医療支援＞（世田谷保健所）

感染第6波のオミクロン株の流行に際し、高齢者施設等においてもクラスターが多数発生し、施設への医療支援強化が課題となった。その課題を踏まえて感染第7波では、東京都において地区医師会との連携による医療支援や、入所施設の専用相談窓口の設置及び即応支援チームの派遣等を実施し、区でもこれらを利用することで、施設等での感染拡大防止に取り組んだ。

感染第8波に備え、引き続き東京都の実施する事業を活用し、地域の医療機関と連携しながら高齢者施設等への支援を行っていく。

①介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に対する医療支援

ア) 配置医師等に対する支援【東京都】

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においてクラスターが発生したとき、事前に登録した配置医師等が施設入所者への診療を行った場合に、当該医師に協力金を支給する。

イ) 地区医師会による支援【東京都】【地区医師会】

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においてクラスターが発生したとき、配置医師等による診療が困難な場合などに、施設の求めに応じて、地区医師会が整備する医療支援チームが、施設入所者への診療を支援する。

施設において本事業を利用する場合は、区が設置した相談窓口（外部委託）に連絡することで、地区医師会の医療支援チームに繋ぎ、往診等を実施する。

②高齢者・障害者入所施設に対する医療支援

ア) 入所施設向け専用相談窓口【東京都】

高齢者・障害者入所施設から、陽性者の発生時及びそれ以外の平時において、感染拡大防止策について相談を受ける。

- ・相談用電話回線数：20回線

イ) 即応支援チームの派遣【東京都】

高齢者・障害者入所施設で陽性者が発生した際、施設側の求めに応じて、上記専用相談窓口を通して、原則として相談の受付から24時間以内に即応支援チーム（東京都が事業者へ委託）を派遣する。

- ・即応支援チーム派遣施設数：1日当たり10施設

ウ) 医療機関による往診【東京都】

同一の高齢者施設等の入所者で2人以上の陽性者が発生し、保健所が東京都入院調整本部に入所者の入院依頼を行った場合で、東京都入院調整本部が入院の必要性が高くないと判断した場合等において、東京都の事業に参画した医療機関が施設への往診を行う。

iii 周知啓発の強化

オミクロン株は、若者の重症化リスクは低く、大部分の人は感染しても軽症で入院を要することはないとされ、令和4年9月26日以降に発生届の対象外となる若い軽症者等については、これまでの保健所等によるプッシュ型の支援から、療養者自身による登録・申請型の支援へと療養環境が大きく見直されることとなった。

発生届対象外となる療養者が、安心して自宅療養をできるようにするための情報の周知や啓発の強化が求められる。

(1) セルフケア推進のための周知啓発

発生届の対象外となる多くの軽症者等が、「健康観察」「食料等物資の支援」「パルスオキシメーターの貸与」「宿泊療養」などの各種支援メニューを利用するためには、「東京都陽性者登録センターへの登録」が必要である。

東京都陽性者登録センターに申し込みされた方は、HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）にも登録されることになり、保健所でも情報の把握が可能となる。また、体調悪化時などに即座に対応できるようにするためにも、東京都陽性者登録センターへの登録は非常に重要であることから、登録・相談先に加え、支援内容等の周知啓発の強化に取り組む。

また、災害の対応と同様に、「日常備蓄」の実践を呼びかける。常備薬や検査キット（体外診断用又は第1類医薬品）、体温計、食べやすい食品、トイレットペーパー、（ペットを飼育している場合は）ペットの餌、衛生用品等、1～2週間分を目安に備えていることを推奨し、罹患しても安心して自宅療養できるよう周知啓発を行う。

【具体的な周知啓発】

- ・療養に必要な情報を記載した案内チラシ（参考1）を医療機関において配布
- ・区ホームページにおいて、情報の掲載のみならずメッセージ動画を配信
- ・区のおしらせ記事掲載（参考2）
- ・エフエム世田谷による情報発信
- ・区のスマートフォンアプリなど SNS 等による情報発信

(参考 1)

—自身や大切な人を守るために—

コロナの陽性が判明したとき 診療・検査医療機関で診断を受けた場合

〇発生届対象の方

保健所等からの連絡に従って療養してください。

- ・ 65歳以上の方
 - ・ 入院を要する方
 - ・ 妊婦の方
 - ・ 重症化リスクがあり、かつ、**新型コロナウイルス治療薬**又は**酸素投与**が必要な方
- ※入院や重症化リスク・治療については、医師の判断となります。

〇発生届対象外の方

1. 療養中の支援を希望する方は東京都陽性者登録センターに登録

- My HER-SYS (マイハーシス) による健康観察
 - 食料品やウイルスオキシメーターの配送
 - 都の宿泊療養施設 (ホテル) 等での療養
- 登録はこちら

登録には基本情報 (氏名、年齢、住所等) と、身分証明書の写真と陽性の診断を受けたことがわかる書類 (このチラシ下の記載も利用できます。) 等が必要です。
登録方法にお困りの方は、**うちさぼ東京**にご相談ください。

2. 体調不安や療養中の困りごとは、うちさぼ東京へ相談

- 自宅療養中の体調不安や一般相談
- 東京都陽性者登録センターの登録に関してお困りの場合の相談
- 食料品配送、ウイルスオキシメーター貸与に関する問合せ

うちさぼ東京
0120-670-440 毎日: 24時間 詳細はこちら

東京都 令和4年9月26日

(陽性と診断された方へ) 診断を受けた医療機関から聞き取った内容をご記入ください。こちらは、陽性者登録センターに登録する際の書類として使用できます。 ※都から医療機関に確認する場合があります。



コロナの陽性が判明したとき 診療・検査医療機関で診断を受けた場合

療養期間について

ご自身で日付を記入し、療養の参考にして下さい	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
ご自身の状況	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日
自宅療養者 有無の別	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日
療養の状況	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日	発症日

療養解除後の自主的な感染予防行動の例
●健康状態の確認 (検温など) ●マスクの着用 ●高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避ける

東京都宿泊療養申込窓口

■ ホテル (宿泊療養施設) での療養を希望する場合に申込み
03-5320-5997 毎日: 午前9時から午後4時まで
※発生届対象外の方は、事前に陽性者登録センターへの登録が必要です。

東京都感染拡大時療養施設申込窓口

■ 感染拡大時療養施設での療養を希望する場合に申込み
無症状もしくは重症化リスクのない軽症の陽性者で、高齢者や子供などと同居し、家庭内感染の不安を抱える方などが対象の施設です。
03-4485-3726 毎日: 24時間
※発生届対象外の方は、事前に陽性者登録センターへの登録が必要です。

療養証明について

発生届対象外の方に対しては、療養証明の発行は行いません。診療明細書など、代替書類となる書類をご活用ください。

療養後、後遺症かなと思ったら

- **コロナ後遺症対応医療機関**
後遺症が疑われる場合で、かかりつけの医療機関がない方等のために、都内の後遺症対応医療機関マップやリストを公表しています。
- **都立病院のコロナ後遺症相談窓口**
新型コロナウイルス感染症の発症や療養終了後も、呼吸の苦しさや味覚・嗅覚の異常などの症状がある方からの受診や医療に関する相談に対応しています。
- **医療以外の各種相談窓口**
後遺症による失業や生活困窮等といった生活全般の相談など、各分野の相談窓口をまとめた「各種相談窓口リスト」も公表しています。

(参考 2)

自宅療養への備え

〇普段使用している医薬品・食料品を少し多めに備える「日常備蓄」を実践しましょう

備えておきたい医薬品等の事例	備えておきたい食料品の事例
<ul style="list-style-type: none"> □ 常備薬 (市販薬)、解熱鎮痛薬等 市販の解熱鎮痛薬は都薬剤研会HPを参照 □ 検査キット (体外診断用又は第1類医薬品) □ 体温計 (電池残量も確認しましょう) □ マスク □ アルコール消毒液 □ 洗剤 □ 生理用品 □ 手洗い石鹸 □ ごみ袋 □ 衛生用品等の必要なもの □ トイレトペーパー・ティッシュペーパー 	<ul style="list-style-type: none"> □ 水分補給ができるもの (スポーツ飲料、経口補水液、ペットボトルや缶入りの飲料など) □ 体調がすぐれない時でも食べやすいもの (レトルトのおかず、パックごはん、そうめんなど) □ 調理が不要で簡単に食べられるもの (レトルト食品、缶詰、即席スープ、インスタント味噌汁、冷凍食品など)

1~2週間分を目安に備えておきましょう

新型コロナウイルスの陽性が判明したとき

〇発生届対象の方

※「発生届」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法)」に基づき、診断をした医療機関が保健所へ提出する届出のこと。
・ 65歳以上の方

〇発生届対象外の方

1. 「東京都陽性者登録センター」に登録をお願いします

- 健康観察
- 物資の支援
- ホテルの療養 など

東京都 陽性者 で検索

2. 体調不安や療養中の困りごとは、うちさぼ東京へ相談

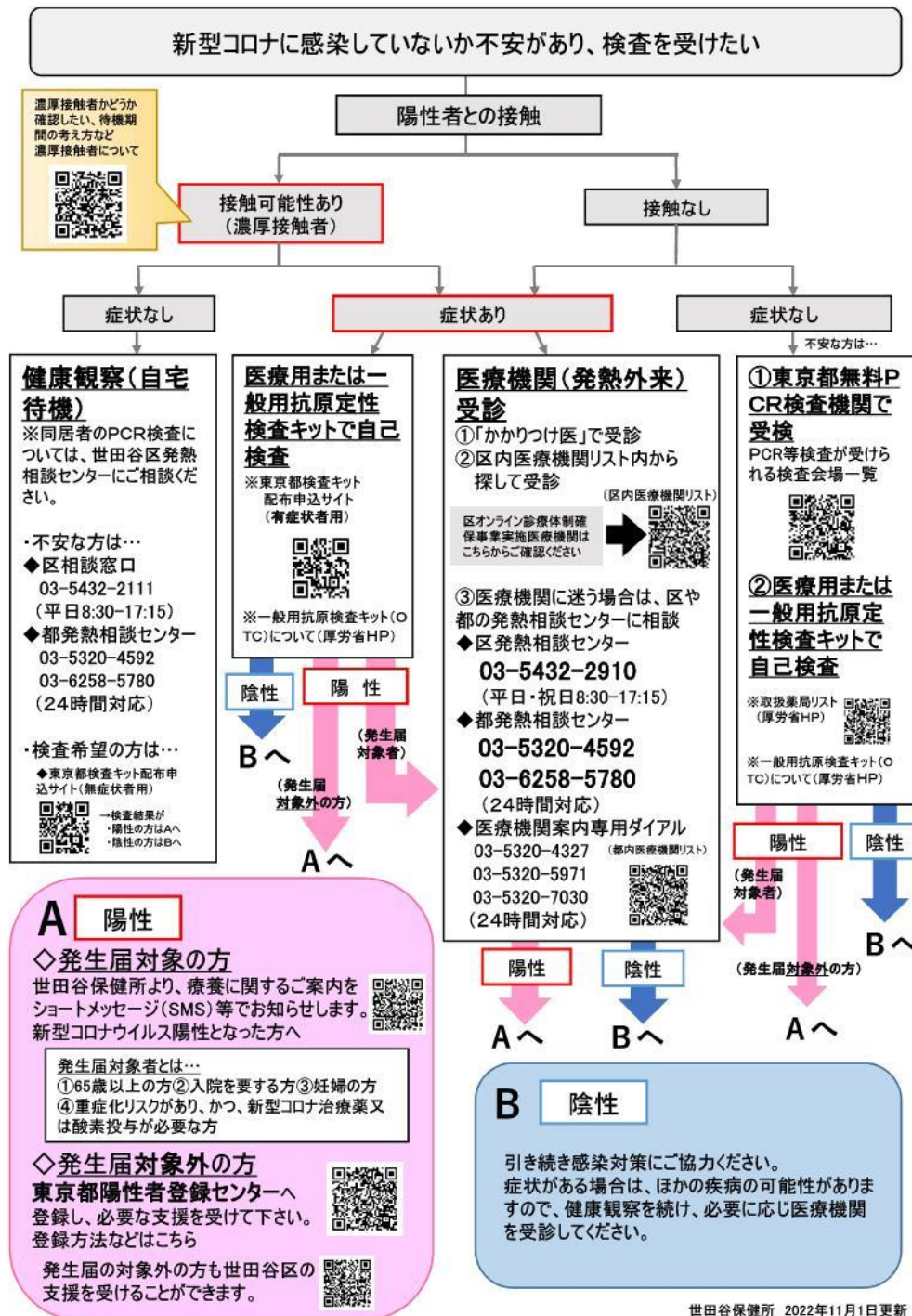
うちさぼ東京 電話: 0120-670-440 毎日 (24時間)

(2) 診療・検査等の情報に関する周知

発熱等の症状がある場合等に医療機関情報に迅速なアクセスができるよう、区のホームページ内に、区内の発熱外来を実施している医療機関リスト、電話・オンライン診療を実施している区内医療機関リストを継続して掲載する。

また、陽性者との接触が疑われる場合等、新型コロナウイルスに感染していないか不安がある場合の検査の受検情報と確定診断後の情報について、フローチャート（参考3）をホームページへ掲載し、周知啓発に取り組む。

(参考3)



A 陽性

◇発生届対象の方
世田谷保健所より、療養に関するご案内をショートメッセージ(SMS)等でお知らせします。新型コロナウイルス陽性となった方へ

◇発生届対象外の方
東京都陽性者登録センターへ登録し、必要な支援を受けて下さい。登録方法などはこちら

発生届の対象外の方も世田谷区の支援を受けることができます。

B 陰性

引き続き感染対策にご協力ください。症状がある場合は、ほかの疾病の可能性があるので、健康観察を続け、必要に応じ医療機関を受診してください。

iv 地域医療との連携

(1) 今冬のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の同時流行への対応

①世田谷区医師会協力による検査体制

現在の烏山総合支所内夜間診療所は、地下待合室の状況から換気が十分ではなく、インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行を見据えた場合、発熱患者等の診療、検査を行うには狭隘であるため、総合支所内2階会議室を活用し、インフルエンザ検査と新型コロナ検査（PCR検査）を実施する。

②玉川医師会協力による検査体制

発熱患者等の動線を切り分け検査を行うため、診療所付近駐車場に陰圧スペースを備えた検査車両を設置する。

このことにより、診療所において、インフルエンザ検査と新型コロナ検査（抗原定性検査）を実施する。

(2) オンライン診療体制の確保の拡充

現在国や東京都では、今冬の新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行を想定し、オンライン診療体制の強化、拡充の方針を示していることに対し、区においても同時流行の対策として、これまでのオンライン診療体制の確保に加え、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時検査・オンライン診療・薬の処方箋発行までを行う「同時検査・オンライン診療」の体制を確保する。

また過去の統計より推測されるインフルエンザ感染者の半数以上は子供であることから、「同時検査・オンライン診療」の一部は、対面診療で行う「小児専用同時検査・診療所」として小児対応医療機関のひっ迫に備える。

《拡充前と拡充後（予定）の比較》

	拡充前	拡充後（予定）
診療体制	オンライン診療	① オンライン診療 ② 検査所にて検査及びオンライン診療 ③ 検査所にて対面による検査及び診療（小児専用）
検査対象	新型コロナウイルス	新型コロナウイルス インフルエンザ（①を除く）
薬の処方	・世田谷区内在住の方は自宅へ処方薬を配送（一部処方薬を除く） ・上記以外は患者近隣の薬局へFAX等で処方箋を送付	処方箋を発行し、 ① …患者近隣の薬局へFAX等で送付 ②、③…検査所にて患者へ渡す
その他	・新型コロナウイルスの抗原定性検査未実施の方は自宅に検査キットを配送（区内在住の方のみ）	・新型コロナウイルスの抗原定性検査未実施の方は自宅に検査キットを配送（①において区内在住の方のみ）

v ワクチン接種の推進

(1) 新型コロナワクチン

9月下旬から、初回（1・2回目）接種を完了した12歳以上の方を対象に、オミクロン株に対応したワクチンの接種を開始した。国は、新型コロナウイルス感染症が毎年、年末年始に流行していることを踏まえ、令和4年中に全接種対象者がオミクロン株対応ワクチン接種を受けられる体制を確保することを自治体に求めている。今後、前回接種から5か月経過後とされている現行の接種間隔も短縮が見込まれており、区はこれらを踏まえて、接種を希望する方が速やかに接種を受けられるための必要な体制を確保する。

(2) インフルエンザワクチン

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気で、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの症状が急速に現れ、あわせて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻水、咳などの症状も見られる。特に高齢者や免疫力の低下した人は、肺炎を起こすなど、重症化することもある。

区は、今秋以降の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据え、いずれも重症化リスクの高い高齢者に対し、季節性インフルエンザ定期予防接種の接種率向上を図るため、東京都からの補助金を活用し、令和4年度高齢者インフルエンザ定期予防接種を全額公費負担（自己負担無料）で実施する。

《事業概要》

①実施期間

令和4年10月1日から令和5年1月31日

②対象者

ア 満65歳以上の者

イ 満60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫機能に障害がある方のうち、1級相当の身体障害者手帳をお持ちの方

③個別発送

予防接種に必要な予診票やお知らせを、満65歳以上の対象者約19万件に送付（令和4年9月下旬発送済み）

④自己負担額

無料

《接種率の推移》

	令和元年度	令和2年度※自己負担額無料	令和3年度
対象数	186,782	188,353	189,231
接種数	88,709	126,307	106,210
接種率	47.5%	67.1%	56.1%